

暖房用季節契約

(選択約款)

天然ガス（45メガジュール）地区



平成 29年 4月 1日実施

室蘭ガス株式会社

目 次

| | |
|------------|---|
| 1. 適用 | 1 |
| 2. 選択約款の変更 | 1 |
| 3. 用語の定義 | 1 |
| 4. 適用条件 | 1 |
| 5. 契約の締結 | 1 |
| 6. 使用量の算定 | 2 |
| 7. 料金 | 2 |
| 8. 単位料金の調整 | 2 |
| 9. その他 | 3 |

附則

| | |
|---------------|---|
| 1. 本選択約款の実施期日 | 4 |
|---------------|---|

.

別表

| | |
|---------------------|---|
| 1. 適用期間 | 4 |
| 2. 料金及び消費税等相当額の算定方法 | 4 |
| 3. 料金表 | 5 |

暖房用季節契約 選択約款

天然ガス（45メガジュール）地区

1. 適用

- (1) この選択約款は、当社（導管部門）が定める託送供給約款の別表第1の供給区域で、この選択約款の適用条件を満たすお客さまにガスを供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) この選択約款は、当社のガス小売供給約款と併せて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款の変更を必要と判断した場合、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) この選択約款を変更する場合の手続きは、ガス小売供給約款を変更する場合と同様といたします。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「暖房機器」とは、消費機器のうち暖房用にガスを使用する機器をいいます。ただし、ガスメーターと原則として鉄管により接続された固定設備（鉄管、金属可とう管又は強化ガスホースにより接続されたものをいいます。）に限ります。
- (2) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (3) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に、地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (4) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (5) 「45メガジュール地区」とは標準熱量45メガジュールのガスを供給する地区をいいます。

4. 適用条件

お客さまが暖房機器を使用し、暖房機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 本契約の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の

解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。

- (4) 本契約の契約期間満了前に他の契約種別（ガス小売供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払い義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたものを（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）から5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）までの期間については、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定し、6月使用分（5月検針日の翌日から6月検針日まで）から10月使用分（9月検針日の翌日から10月検針日まで）までの期間については、ガス小売供給約款に定める料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定します。ただし、暖房機器を冷房用に用いる場合で、契約時にお客さまからあらかじめ申し込みがあったときは、6月使用分から10月使用分までの期間については、別に定める選択約款の空調夏期契約の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) 当社は、6月使用分（5月検針日の翌日から6月検針日まで）から10月使用分（9月検針日の翌日から10月検針日まで）までの期間については、ガス小売供給約款により早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (4) 当社は、この選択約款に定める契約について2個以上のガスメーターを設置している場合であって料金算定期間の末日が11月1日から5月31日に属する場合には、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量に基づき、それぞれのガスメーターごとに早収料金を算定いたします。
- (5) 当社は、お客さまが1需要場所にガス小売供給約款に定める料金とこの選択約款に定める料金についてそれぞれガスメーターを設置している場合であって料金算定期間の末日が6月1日から10月31日に属する場合には、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として、早収料金を算定いたします（(2)項ただし書きを除く）。
- (6) 料金適用の開始日は、原則として契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、それまでの期間についてはガス小売供給約款の料金表を適用いたします。ただし、他の選択約款からこの約款へ契約を変更する場合は、その選択約款の料金表を適用いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、45メガジュール地区は(2)－①－iiにより算定した平均原料価格が(2)－①－iに定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合、次の算定式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。
なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(2)のとおりといたします。

- ① 45メガジュール地区

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
 調整単位料金（1立方メートル当たり）
 $= \text{基準単位料金} + 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
 調整単位料金（1立方メートル当たり）
 $= \text{基準単位料金} - 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$

(備考)

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 45メガジュール地区

i) 基準平均原料価格（トン当たり）

52,930円

ii) 平均原料価格（トン当たり）

別表2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が84,680円以上となった場合は、84,680円といたします。

(算定式)

平均原料価格

$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9810$

$+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0204$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社、又は本社の営業所及び事務所等に掲示いたします。

② 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. 本選択約款の実施期日

この選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

(別 表)

暖房用季節契約 天然ガス(45メガジュール) 地区に適用する料金表

1. 適用期間

料金算定期間の末日が11月1日から5月31日に属する料金について適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定

にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数については切り捨てることといたします。)

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

3. 料金表

(1) 基本料金(消費税等相当額(8%)を含みます。)

① 45メガジュール地区

| 暖房用ガスメーターの能力及び基本料金 | | |
|---|----------------|------------------|
| ガスメーターの能力 | 基本料金 | |
| | 11月分及び5月分の基本料金 | 12月分から4月分までの基本料金 |
| 「1」, 「1.6」, 「2」 立方メートル毎時 | 648.00円 | 1,296.00円 |
| 「2.5」, 「3」, 「4」, 「5」, 「6」, 「7」立方メートル毎時 | 756.00円 | 1,512.00円 |
| 「10」, 「15」, 「16」 立方メートル毎時 | 2,808.00円 | 5,616.00円 |
| 「25」, 「30」, 「40」 立方メートル毎時 | 7,020.00円 | 14,040.00円 |
| 「50」, 「65」 立方メートル毎時 | 14,040.00円 | 28,080.00円 |

※「65」立方メートル毎時を超える能力のガスメーターについては、1立方メートル毎時につき、619.92円(11月分及び5月分は309.96円)で計算いたします。

(2) ガス小売供給約款33(2)の規定に基づく圧力のガスを供給する場合、別表の料金表の適用にあたっては、ガスメーターの能力は、設置されているガスメーターの使用最大流量に、次の係数を乗じた値によるものといたします。

| | 係数 |
|--------------------------------|----|
| 最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合 | 2 |
| 最高圧力が0.3メガパスカル以上1メガパスカル未満の場合 | 4 |

(3) ガスメーターを直列に設置した場合、別表の料金表の適用にあたっては、これらのガスメーターを並列して設置した場合の当該暖房用季節契約に使用するガスメーターの能力によるものといたします。

(4) 基準単位料金(消費税等相当額(8%)を含みます。)

① 45メガジュール地区

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 117.23円 |
|------------|---------|

(5) 調整単位料金(消費税等相当額(8%)を含みます。)

① 45メガジュール地区

(4)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。